

新型コロナウイルス感染症関連 給付金・支援金・助成金のご案内

国の支援 【持続化給付金】

感染症拡大により特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支えるため事業全般に広く使える給付金を支給します。

条件 : 売上が1ヵ月でも昨年同月比50%以下に減少している事

支給額 : 法人は200万円・個人事業は100万円を上限

申請方法 : オンライン申請 (令和2年5月1日申請開始～令和3年1月15日まで)

持続化給付金で検索 (<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>)

ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、「申請サポート会場」が完全予約制で開設されるとの事ですが、場所や時期等の詳細については未定です。決まり次第、上記HPで公表されます。

※申請手順や添付書類については、持続化給付金のサイトでご確認下さい。

※個人事業者で、確定申告書に税務署の收受印が無い場合には、添付する年度の『納税証明書 (その2 所得金額用)』を追加で添付が必要です。

群馬県の支援 【感染症対策事業継続支援金】

「緊急事態措置」に基づく休業要請・協力依頼に応じ、休業または営業時間の短縮等を行った事業者に対し、事業継続のための支援金を支給します。

条件 : 休業要請期間中の一定期間4/24～5/6のすべてにおいて、休業または営業時間の短縮等を行った県内に事業所を有する中小企業、個人事業者 (宿泊施設等は、4/29～5/6)

※休業要請や協力の依頼があった業種のみ対象

支給額 : 1事業者20万円

申請方法 : オンライン申請・郵送 (5/13から申請受付予定・申請書は準備中)

休業期間 (または営業時間の短縮) を証明していただく必要があります。

例) 休業期間を告知した自社ホームページの写しや休業期間を告知したチラシを店頭に掲示した写真 など

安中市の支援【安中市中小企業経営支援助成金】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経営状況が悪化している宿泊業者、飲食サービス業者を支援するため、助成金を支給します。

条件：市内で1年以上宿泊業や飲食サービスを営んでいる者。

もしくは、安中市民である個人事業者が市外で宿泊業や飲食サービスを営んでいる場合。（日本標準産業分類のうち「大分類 M 宿泊業、飲食サービス業」に該当する業種が対象）

支給額：1事業者10万円

申請方法：郵送（申請書は予算議決後に市のホームページにて掲載）

すべての給付金・支援金は、複数の事業を営んでいる場合でも1事業者1回です。

◆ 対象になるかわからない時は、お気軽に商工会へご相談下さい。

TEL：027-382-2828

その他の支援（給付金・支援金以外）

【融資】事業を続けるための運転資金が心配…

●日本公庫等で実質無利子・無担保の融資が受けられます！

（新型コロナウイルス感染症特別貸付）

●1000万円までなら商工会で推薦が可能！

【無担保・無保証（特例金利：0.31%）】（条件により、実質無利子）

（新型コロナウイルス感染症対策マル経）

※実質無利子と金利の特例は、借入から3年間です。

●群馬県新型コロナウイルス感染症対応資金

【融資枠3,000万円・10年以内（うち据置5年）・金利1.1%以内】

※条件により借入から実質無利子7年間・保証料補助5年間があります。

【融資・借換】過去の借入資金の返済も負担…

●日本公庫等の過去の借入れが、一部実質無利子で借換できます。

（日本公庫等の既往債務の借換）

【融資・リスケジュール】借入の返済計画を大幅に見直したい…

●複数の金融機関での借入返済を大幅に見直して負担を軽減できます。

（新制度の新型コロナ特例リスケジュール）

【納税猶予】税金などの支払が心配…

●2月以降20%以上の売上減少で、法人税・消費税は、無担保かつ延滞金無しで猶予できます。（申請は必要）

【雇用維持】従業員へ給与の支払ができない…

●従業員の賃金等が最大9割助成されます！（雇用調整助成金の特例措置）

雇用保険に入っていないアルバイトも対象になります。